

(施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年八月二十九日政令第三九〇号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年二月三日政令第四八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年一月三〇日政令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年六月二三日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則 (平成十七年五月二〇日政令第一七四号)

この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月三一日政令第一五九号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月三一日政令第一六四号) 抄

この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成十八年三月三一日政令第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成十八年三月三一日政令第一六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日政令第一一〇号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日政令第一一一号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年七月三三日政令第二〇七号)

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三一日政令第一一一号) 抄

この政令は、平成二一年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年九月二一日政令第二四〇号) 抄

この政令は、平成二一年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年五月二七日政令第一五四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、著作権法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成二十三年六月一日)から施行する。

附則 (平成二六年二月一九日政令第三九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一三三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二五日政令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三〇日政令第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十二号)の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日政令第三六四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和三年五月二八日政令第一五九号)

この政令は、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。